

平成 24 年 3 月 14 日

幹事長会議決定事項

議員報酬及び政務調査費の減額措置について

現在の議員報酬の 5%減額措置及び政務調査費の 10%減額措置を平成 24 年 4 月以降も継続する。

減額期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

ただし、議長より、「議会のあり方」検討協議会に対して、議員の身分に関することの優先協議事項（定数、報酬、政務調査費）の結論を上記減額期間が満了するまでに出すよう申し入れ、「議会のあり方」検討協議会において了承を得るものとする。